

臨時休館期間延長 についてのお知らせ

いつも市民センター及び山田ふれあい文化センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民センター及び山田ふれあい文化センターを臨時休館させていただきます。

皆さまにはご迷惑をお掛け致しますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1、臨時休館の延長期間

令和3年5月12日（水）から令和3年5月31日（月）まで

2、臨時休館期間内の施設利用に関して

既に申請されている臨時休館期間内の施設利用に関しましては、全額還付対象となります。

3、施設の利用申請に関して

臨時休館期間中も各センター窓口では下記対応をしております。

- 使用許可申請（Web予約を継続 本申請は当面の間、使用日当日まで）
- 還付申請対応
- 利用者登録受付
- 各種電話問合せ

受付時間：9：00～17：30

以上、ご理解ご協力のほどお願い致します。

【お問合せ先】

千里丘市民センター TEL：06-6878-9510

岸部市民センター TEL：06-6317-1293

豊一市民センター TEL：06-6384-1290

山田ふれあい文化センター TEL：06-6876-1201